明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

五　石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

六　軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

6　次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百七十七条の七第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一　ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

二　石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

三　軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

附則第十二条の五第一項中「又は第三項」を「、第三項、第五項又は第六項」に、「第四項」を「第六項」に改める。

附則第十四条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第十六項」を「第十三項」に改め、同条第八項から第十項までを削り、同条第十一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「平成二十四年度」を「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度」に、「令和二年度」を「令和五年度」に改め、「三分の一」の下に「（当該国際船舶のうち海上運送法第三十九条の二十三に規定する認定特定船舶導入計画に従つて取得された同法第三十九条の十九第一項に規定する特定船舶で総務省令で定めるものにあつては、六分の一）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第十三項を同条第十項とし、同条第十四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「第二十二項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「、軌道法」を「又は軌道法」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十七項を第十四項とし、第十八項を第十五項とし、同条第十九項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十項中「第二条第六号」を「第二条第七号」に、「都市鉄道利便増進事業」を「速達性向上事業」に、「同法の施行の日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、「及び同条第四号に規定する駅附帯施設」を削り、同項を同条第十七項とし、同条中第二十一項を第十八項とし、第二十二項を第十九項とし、第二十三項を第二十項とし、同条第二十四項中「令和二年度」を「令和四年度」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「第四十一項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十七項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十八項を同条第二十五項とし、同条第二十九項中「第二条第五号」を「第二条第六号」に、「第二条第四号イ」を「第二条第五号イ」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条中第三十項を第二十七項とし、第三十一項を削り、第三十二項を第二十八項とし、同条第三十三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十四項を同条第三十項とし、同条第三十五項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条中第三十六項を第三十二項とし、第三十七項を第三十三項とし、同条第三十八項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十九項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条中第四十項を第三十六項とし、第四十一項を削り、第四十二項を第三十七項とし、同条第四十三項中「帰還環境整備推進法人が令和三年四月一日」を「帰還・移住等環境整備推進法人が令和三年四月一日」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条中第四十五項を第四十項とし、第四十六項から第四十九項までを五項ずつ繰り上げ、同条に次の二項を加える。

45　自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）第十一条第一項に規定する市町村自転車活用推進計画に定められた自転車を賃貸する事業で政令で定めるものを行う者が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得し、かつ、当該事業の用に供する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

46　次に掲げる施設のうち、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の一）を乗じて得た額とする。

一　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十五条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

二　下水道法第二十五条の十四に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五条の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

附則第十五条の二第一項中「前条第十六項、第十七項若しくは第三十二項」を「前条第十三項、第十四項若しくは第二十八項」に改める。

附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十一第一項中「第二条第十七号」を「第二条第十九号」に、「第二条第二十号」に改める。